

第6 「復興特別法人税に係る加算税の取扱いについて」関係

平成24年6月25日付課法2-9ほか3課共同「復興特別法人税に係る加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>標題のことについて、次に掲げる事務運営指針に定めるところに準じて取り扱うほか、国税通則法（以下「通則法」という。）第65条、第66条及び第68条第1項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、これにより取り扱われたい。</p> <p>1 平成12年7月3日付課法2-8ほか3課共同「法人税の重加算税の取扱いについて」（事務運営指針）</p> <p>2 平成12年7月3日付課法2-9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）</p> <p>3 平成16年3月26日付課法2-6ほか3課共同「連結法人税の重加算税の取扱いについて」（事務運営指針）</p> <p>4 平成16年3月26日付課法2-7ほか3課共同「連結法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 （省略）</p>	<p>標題のことについて、次に掲げる事務運営指針に定めるところに準じて取り扱うほか、国税通則法（以下「通則法」という。）第65条、第66条及び第68条第1項又は第2項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、これにより取り扱われたい。</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>4 （同左）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 （同左）</p>